

化学物質を取り扱う事業主の皆さんへ 女性労働者の就業を禁止する業務の範囲が拡大します

平成24年10月1日から

女性労働基準規則の改正により(改正女性則)、妊娠や出産・授乳機能に影響のある25の化学物質(裏面参照)を取り扱う作業場では、妊娠の有無や年齢などにかかわらず、女性労働者を以下の業務に就かせることは禁止となります。

女性労働者の就業を禁止する業務

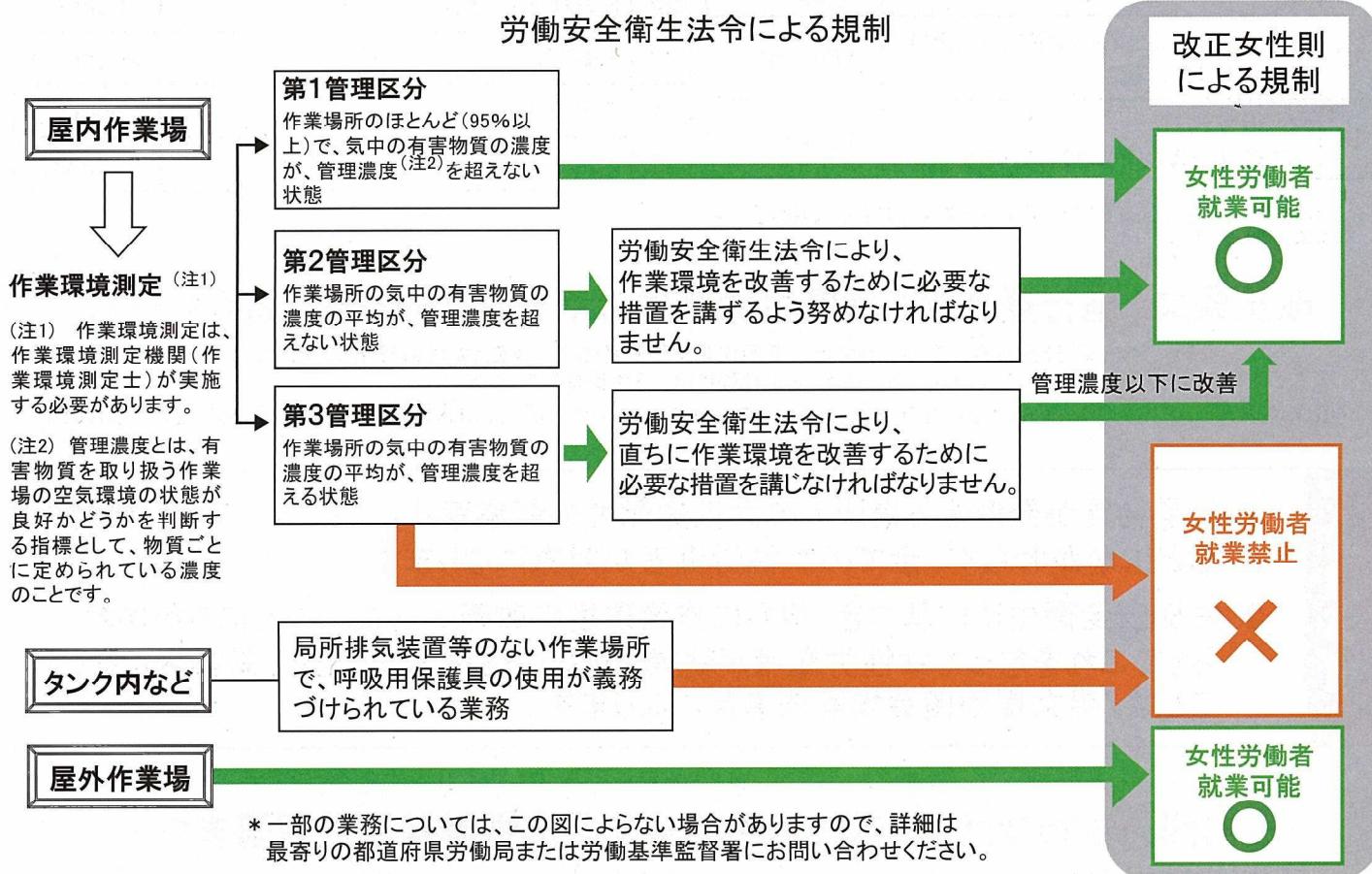
- 労働安全衛生法令に基づく作業環境測定を行い、「第3管理区分(下記参照)」となつた屋内作業場での全ての業務



- タンク、船倉内などで規制対象の化学物質を取り扱う業務で、呼吸用保護具の使用が義務づけられているもの



労働安全衛生法令と改正女性則の関係(概要)



厚生労働省 雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課
都道府県労働局・労働基準監督署

改正女性則による就業制限対象物質と管理濃度

以下の25の物質が規制の対象となります。これらは同時に、労働安全衛生法に基づく「特定化学物質障害予防規則」「有機溶剤中毒予防規則」「鉛中毒予防規則」の適用を受けます。

事業主は、女性則に基づく措置とは別に、労働安全衛生法令に基づき、局所排気装置等による発散抑制措置、作業環境測定、健康診断などを実施してください。

特定化学物質障害予防規則の適用を受けるもの		
物質名	管理濃度	
1 塩素化ビフェニル(PCB)	0.01mg/m ³	
2 アクリルアミド	0.1mg/m ³	
3 エチレンイミン	0.05ppm	
4 エチレンオキシド	1ppm	
5 カドミウム化合物	0.05mg/m ³	
6 クロム酸塩	0.05mg/m ³	
7 五酸化バナジウム	0.03mg/m ³	
8 水銀およびその無機化合物 (硫化水銀を除く)	0.025mg/m ³	
9 塩化ニッケル(Ⅱ)(粉状のものに限る)	0.1mg/m ³	
10 硒素化合物 (アルシンと砒化ガリウムを除く)	0.003mg/m ³	
11 ベータ-プロピオラクトン	0.5ppm	
12 ペンタクロルフェノール(PCP)および そのナトリウム塩	0.5mg/m ³	
13 マンガン (注)マンガン化合物は対象となりません。	0.2mg/m ³	

鉛中毒予防規則の適用を受けるもの		
14	鉛およびその化合物	0.05mg/m ³
有機溶剤中毒予防規則の適用を受けるもの		
15	エチレングリコールモノエチルエーテル (セロソルブ)	5ppm
16	エチレングリコールモノエチルエーテル アセテート(セロソルブアセテート)	5ppm
17	エチレングリコールモノメチルエーテル (メチルセロソルブ)	0.1ppm
18	キシレン	50ppm
19	N, N-ジメチルホルムアミド	10ppm
20	スチレン	20ppm
21	テトラクロルエチレン(パークロルエチレン)	50ppm
22	トリクロルエチレン	10ppm
23	トルエン	20ppm
24	二硫化炭素	1ppm
25	メタノール	200ppm

※カドミウム、クロム、バナジウム、ニッケル、砒素の金属単体は対象となりません。

改正条文、施行通達などは厚生労働省のホームページをご覧ください。

トップページ「分野別の政策」雇用・労働>雇用均等>労働者の方へ>働く女性の母性管理について>
働く女性の母性健康管理措置、母性保護規定について

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kouyou_roudou/koyoukintou/seisaku05/h24-78.html

注意事項

1. 化学物質が発散する場所での女性労働者の就業禁止は、妊娠の有無、年齢などにかかわらず、全ての女性労働者が対象になります。
2. 労働安全衛生法に基づき、直ちに作業環境の改善が必要であるにもかかわらず、これを怠って女性労働者が就業できない環境のままとし、就業させないことは、男女雇用機会均等法違反になります。

お問い合わせは、都道府県労働局または労働基準監督署まで

所在案内はこちら→ <http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaianai/htm>
厚生労働省トップページ>厚生労働省からのご案内「所在地案内」